

○ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十二号）

（変更点は下線部）

改 正 案	現 行
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という）は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指</p>

同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行いう介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	一級地
		千分の千
通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千八 十一
		割合

地域区分	サービス種類	特別区
		千分の千
通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千六 十八
		割合

定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行いう介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

		三級地	
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援
千分の十六	千分の十四	千分の十五	千分の千

介護予防訪問入浴介護
介護予防支援

		四級地	
介護福祉施設サービス 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援
千分の十五	千分の四	千分の千	千分の千八 十四

五級地			
居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
千分の千	十 千分の千七	十五 千分の千五	
甲地			
居宅療養管理指導			
千分の千			

六級地			
訪問看護	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	訪問入浴介護	訪問介護
夜間対応型訪問介護	介護予防訪問介護	介護予防訪問介護	訪問看護
居宅介護支援	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
介護予防支援	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	夜間対応型訪問介護
通所介護	福祉用具貸与	介護予防居宅療養管理指導	居宅介護支援
短期入所生活介護	介護予防福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与	介護予防訪問介護
短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	介護予防訪問看護
認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護予防訪問介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護福祉施設サービス	介護保健施設サービス	介護予防通所介護
介護療養施設サービス	介護予防通所介護	介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所療養介護
介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護

訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援	乙地	
居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	通所介護	
短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	
介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	千分の千一 十三	千分の千四 十二

地域区分 都道府県 地 域	その他	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援	訪問介護 介護予防訪問看護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	訪問看護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	訪問リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千二 十八
二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。	すべてのサービス	十五	千分の千三	千分の千二	訪問リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	十八

四級地					三級地					二級地			一級地
京都府	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	兵庫県	大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	大阪府	神奈川県	東京都	東京都
京都市	横須賀市	三鷹市、小金井市、東村山市、東久留米市	千葉市	さいたま市	西宮市、芦屋市、宝塚市	吹田市、寝屋川市	名古屋市	横浜市、川崎市	八王子市、立川市、武藏野市、府中市、昭島市 、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市 、国立市、狛江市	大阪市	鎌倉市	多摩市、稻城市、西東京市	特別区

兵庫県					大阪府					京都府			愛知県	神奈川県	東京都	特別地	特別区
塚市、川西市	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝	大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市	京都市	名古屋市	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市	八王子市、立川市、武藏野市、三鷹市、府中市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稻城市、西東京市	東京都	東京都	特別区								

							五級地			
滋賀県	静岡県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	宮城県	福岡県	兵庫県	大阪府	
大津市	静岡市	相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町	青梅市、福生市、清瀬市、羽村市、あきる野市、西多摩郡日の出町	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市	川越市、川口市、所沢市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町	仙台市	福岡市	神戸市、尼崎市	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡島本町	

					甲地			
福岡県		大阪府	神奈川県	千葉県	埼玉県			
福岡市		岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、三島郡島本町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町	逗子市、三浦郡葉山町	千葉市	さいたま市			

六級地										
群馬県	栃木県	茨城県	北海道	広島県	奈良県	兵庫県		大阪府	京都府	
群馬県 前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、渋川市、北群馬郡榛東村、佐波郡玉村町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、下都賀郡壬生町、下都賀郡野木町	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、猿島郡境町、北相馬郡利根町	札幌市	広島市、安芸郡府中町	奈良市、大和郡山市	伊丹市、川西市、三田市	町	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市、泉北郡忠岡町	宇治市	

乙地								
神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	宮城県	北海道			
平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市	青梅市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武藏村山市、羽村市、あきる野市	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市	川越市、川口市、所沢市、狭山市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町	仙台市	札幌市			

山梨県	福井県	石川県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県
甲府市	福井市	金沢市	村 、足柄下郡箱根町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川	小田原市、三浦市、秦野市、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄上郡山北町	木更津市、野田市、佐倉市、東金市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市、印旛郡酒々井町、印旛郡荣町、山武郡大網白里町、長生郡長柄町、長生郡長南町	行田市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、入間市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、南埼玉郡宮代町、南埼玉郡白岡町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町

長崎県	福岡県	広島県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	静岡県	
長崎市	北九州市	広島市、安芸郡府中町	岡山市	和歌山市	奈良市、大和郡山市、生駒市	姫路市、明石市、三田市	河内長野市、泉南市、阪南市、泉南郡田尻町	宇治市、向日市、長岡京市	大津市	静岡市	名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	長野県
亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠	彦根市、長浜市、桑名市、鈴鹿市、名張市、龟贺市、野洲市、高岛市、米原市、犬上郡多贺町	津市、四日市市、桑名市、守山市、栗东市、甲山市、いなべ市、伊贺市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡朝日町、三重郡川越町	豊橋市、岡崎市、一宫市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、丰田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾张旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日进市、爱西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、爱知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、海部郡蟹江町、海部郡飞島村、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、額田郡幸田町	浜松市、沼津市、三岛市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、田方郡函南町、駿东郡清水町、駿东郡長泉町、駿东郡小山町、榛原郡川根本町、周智郡森町	長野市、松本市、上田市

福岡県	山口県	広島県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	
北九州市、飯塚市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡宇美町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町	周南市	廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町	岡山市	和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町	天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡田原本町、宇陀郡曾爾村、高市郡明日香村、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町、吉野郡吉野町	姫路市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、川辺郡猪名川町、加古郡稻美町、加古郡播磨町	柏原市、泉南市、阪南市、豊能郡豊能町、泉郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡千早赤阪村	置町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村

その他	すべての都道府県	サービス種類	割合
通所介護	千分の千四十一	居宅療養管理指導	千分の千
短期入所生活介護		福祉用具貸与	
介護予防居宅療養管理指導		介護予防福祉用具貸与	
介護予防福祉用具貸与			

三 第一号及び第二号の規定に関わらず、兵庫県伊丹市及び兵庫県川西市における一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものではない。

町、糟屋郡久山町、糟屋郡粕屋町	長崎市	その他の地域	長崎県
			すべての都道府県

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十一年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものではない。	その他の地域	すべての都道府県

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護福祉施設サービス
介護保健施設サービス	介護療養施設サービス
介護予防通所介護	介護予防短期入所生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護	
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション
認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護
複合型サービス	複合型サービス
介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護予防認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
訪問介護	
訪問入浴介護	
訪問看護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
居宅介護支援	
介護予防訪問介護	
介護予防訪問入浴介護	
介護予防訪問看護	
介護予防支援	

千分の千六十三

千分の千五十

四 第一号及び第二号の規定に関わらず、東京都東大和市、東京都武藏村山市、大阪府泉南郡熊取町及び兵庫県明石市における一位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

訪問リハビリテーション	千分の千二十八	千分の千二十三	サービス種類	割合
			居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	
通所介護			短期入所生活介護	
短期入所生活介護			特定施設入居者生活介護	
短期入所療養介護			認知症対応型共同生活介護	
特定施設入居者生活介護			地域密着型特定施設入居者生活介護	
認知症対応型共同生活介護			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
介護福祉施設サービス			介護福祉施設サービス	
介護保健施設サービス			介護保健施設サービス	
介護療養施設サービス			介護療養施設サービス	
介護予防通所介護			介護予防通所介護	
介護予防短期入所生活介護			介護予防短期入所生活介護	
介護予防定期入所生活介護			介護予防定期入所生活介護	
介護予防認知症対応型共同生活介護			介護予防認知症対応型共同生活介護	

介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	複合型サービス	通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千三十五